「特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書」



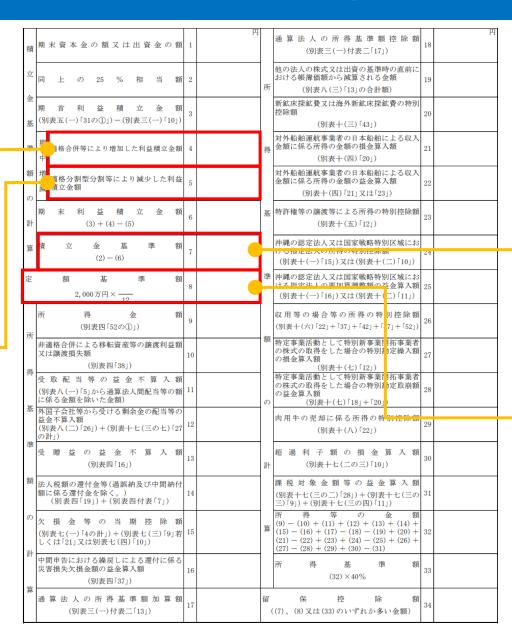


「適格合併等により増加した利益積立金額4」

適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した利益積立金額を記載します。

「適格分割型分割等により減少した利益積立 金額5」

適格分割型分割により分割承継法人に引き 継いだ利益積立金額又は完全支配関係がある 法人の寄附修正事由により減少した利益積立 金額を記載します。



「積立金基準額7」

- この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。
- ・ 「期末利益積立金額6」の金額がマイナスである場合には、「同上の25%相当額2」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。
- 例えば、「2」の金額が25,000,000円、「6」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「7」に記載します。

「定額基準額2,000万円× 12 8」

「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。